

## 郡山市困難な問題を抱える女性への支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及び配偶者等からの暴力被害者への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「女性支援法」という。）第15条第1項の規定に基づく支援調整会議及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2第1項の規定に基づく協議会として、郡山市困難な問題を抱える女性への支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(会長)

第2条 支援調整会議に、会長を置く。

- 2 会長は、郡山市こども部長をもって充てる。
- 3 会長は、支援調整会議を代表し、支援調整会議を主宰する。
- 4 会長に事故があるときは、第4条第1項に規定する者のうちあらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第3条 支援調整会議に、次の会議を置く。

- (1) 代表者会議
- (2) 実務者会議
- (3) 個別ケース検討会議

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、次条に規定する実務者会議及び第6条に規定する個別ケース検討会議が円滑に機能するための環境整備を目的とし、別表第1に掲げる構成機関の代表者により構成する。

- 2 代表者会議は、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 女性支援法第2条の困難な問題を抱える女性及びDV防止法第1条第2項の被害者（以下これらを「支援対象女性」という。）の支援に関するシステム全体の検討
  - (2) 実務者会議からの活動状況の報告に対する指導助言
  - (3) 構成機関相互の連携、協力及び情報共有
  - (4) 支援調整会議の運営並びに女性支援法第15条第1項及びDV防止法第5条の2第1項に規定する目的を達成するために必要な事項
- 3 代表者会議は、原則として年1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 4 代表者会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、支援対象女性の支援に職務上携わっている者の専門的な知識及び経験を支援対象女性の支援に反映させることを目的として、別表第2に掲げる課に属する職員のうちから、次項に規定する協議内容に応じて会長が定める者により構成する。

2 実務者会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象女性に関する総合的な情報交換
- (2) 支援対象女性に関する支援実施状況の検証及び困難事例への対応の検討
- (3) 支援対象女性の支援に関する広報及び啓発活動
- (4) 支援対象女性の支援に関する研修会の実施
- (5) 代表者会議への活動状況の報告

3 実務者会議は、年2回程度開催するものとする。

4 実務者会議は、会長が召集し、主宰する。

5 会長は、第2項に規定する協議を効果的に行うために必要があると認めるときは、別表第1に掲げる構成機関の中から実務者会議への出席を求めることができる。

(個別ケース検討会議)

第6条 個別ケース検討会議は、個別の支援対象女性に関する具体的な支援内容を検討することを目的として、個別の支援対象女性のケース検討に必要な別表第1及び別表第2に掲げる構成機関等の担当者により構成する。

2 個別ケース検討会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の支援対象女性の事案に関する状況把握
- (2) 個別の支援対象女性の事案に関する具体的な支援内容の決定
- (3) 個別の支援対象女性の事案に関する支援内容の経過報告と見直し
- (4) 実務者会議への活動状況の報告

3 個別ケース検討会議は、必要に応じて随時開催する。

4 個別ケース検討会議は、会長が召集し、主宰する。

(庶務)

第7条 支援調整会議の庶務は、郡山市こども部が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、代表者会議において定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

	構成機関
1	福島県
2	郡山警察署
3	郡山北警察署
4	福島地方裁判所郡山支部
5	一般社団法人郡山医師会
6	福島県弁護士会郡山支部
7	認定特定非営利活動法人ウィメンズスペースふくしま
8	郡山市民生児童委員協議会連合会

別表第2（第5条関係）

	課
1	市民部ダイバーシティ推進課
2	市民部市民課
3	保健福祉部生活支援課
4	保健福祉部保健所保健・感染症課
5	こども部こども家庭課
6	建設構想部住宅政策課
7	学校教育部総合教育支援センター